

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年6月24日（水曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後2時6分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子          総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博          行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫          職員課課長補佐 藤田 浩一 検査契約課課長補佐 河上 昌輝          次長兼財産経営課長 一村 泰志 財産経営課課長補佐 中村 和範          資産活用推進課長 戸田 昭弘 資産活用推進課課長補佐 福井 一朗</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克          固定資産税課長 中島 辰哉 固定資産税課課長補佐 山本 泰史          市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 武田 敏男 人権推進課課長補佐 太田奈津美          中央人権福祉センター所長 川口 寿弘</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 乾 秀樹 危機管理課長 植田 孝二          危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫          次長兼政策企画課長 渡邊 大輔 政策企画課課長補佐 平田 政志          秘書課長 山根康子郎 文化交流課長 福山 博俊</p>		

	文化交流課課長補佐 小清水 晃子 国際交流プラザ所長 大田 斉之 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史 情報政策課課長補佐 田渕 聡 <b>【市民生活部】</b> 市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明 地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 谷口 恭子 協働推進課参事 北村 貴子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志 市民総合相談課長 大島 義典 市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉 <b>【総合支所】</b> 国府町総合支所長 湯谷 一也 国府町総合支所副支所長 前田 明博 河原町総合支所長 九鬼 栄一 河原町総合支所副支所長 森田 誠一 <b>【選挙管理委員会事務局】</b> 事務局 局長 鈴木 敏 事務局次長 小嶋 宏 <b>【出納室】</b> 会計管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也
傍聴者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

**【総務部・危機管理部】**

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

( ) おはようございます。

◆吉野恭介委員長 じゃあ早速、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。本日の日程がありますが、まず、総務部・危機管理部の議案審査、その後、企画推進部の議案審査、続いて、市民生活部の議案審査、報告という流れとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、浅井部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。本日は、先週16日の委員会で御説明申し上げました議案につきまして、御審議のほう、どうぞよろしく願いいたします。

その後、追加提案させていただきました議案の説明のほうもさせていただくこととなりますが、総務部・危機管理部のほうといたしましては、補正予算関係、補正予算については2点ございますので、後ほど担当課長のほうから御説明申し上げます。

先般、先日の委員会のほうで、保健所の体制について若干ちょっと御紹介しておりましたけれども、5月の22日に内示をいたしまして、7月1日付で、ワクチンの担当につきましては5

名増員させていただくということで、7月1日の異動ということで、総勢14名プラス2名の兼務というような体制で、7月以降、取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

併せまして、今回、人権政策局のほうの補正予算に絡みますけれども、生活福祉課の主任につきましても、中央人権福祉センターのほうと兼務をさせていただくと。後ほど補正予算の関係で、また説明をさせていただきますけれども、そういった人事のほうも行っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は、どうぞ御審議のほうよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で、既にいただいております。

それでは、質疑に入りたいと思います。議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 事業別概要書13ページの法令事務費です。これは、令和2年から令和3年5月にかけて損害賠償請求訴訟が6件起きておるということであります。そのうちの1件は、同一の原告のほうから5回にわたって提起されておるということを伺うところであります。この間の一般質問でも、市民に対するアンケートで、窓口対応についてのアンケートでは、世代を超えて、非常に90%以上の高い評価をいただいております。こういった訴訟が起こされるということで、こういった対応がその訴訟の内容になっているのかということをお聞かせいただければと思うんですが。

◆吉野恭介委員長 はい、富田次長。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 総務課、富田でございます。この案件は、平成29年2月に、社会保険料のお知らせが未達となり、窓口で十分な対応がなかったことを主張することに始まった訴訟でございます。それに関連しまして、令和2年度中に5件提起されており、令和3年5月に、6件目の損害賠償請求訴訟が提起されております。現在この件は係争中でございます。詳細につきましては、発言のほう控えさせていただきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 多分、そうだろうやあなと思っておったですが、そういったことで、先ほども言いましたけど、やっぱり、そういった市民の方へのやっぱり窓口対応っていうことは、職員のただ、言葉のいきさつとか、そういうことだけじゃなしに、その社会保険料に対するものであったりということであるということだけをお伺いいたしました。分かりました。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。質疑なしと認め。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっといいですか。

◆吉野恭介委員長 まだありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。事業別概要書の15ページの上段の防災マップの差し替えだったり更新なんですけど、もともとの防災マップは何部作られたのか、そのことを教えてください。

それと、16ページの下段のところなんですけども、訓練用のAEDセットの配備ということで、今回10セットなんですけれども、これ、何ていいますかね、メンテナンスっていいますか、何年かごとに、こう何かチェックといいますか、機械のチェックをしないとイケないのであれば、それが大体どういうふうな間隔で点検を、メンテナンスをするのかも、併せて教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。まず、1点目のお尋ねであります。総合防災対策事業費の防災マップの、もともとの印刷枚数についてのお尋ねだったかと思えます。令和2年3月に発行いたしましたマップでは、日本語版を8万2,000部、英語版を3,000部、合計8万5,000部印刷しております。以上です。

もう一点、申し訳ございません。AEDのメンテナンスについてのお尋ねだったかと思いますが、これについては、今ちょっと調べておりますので、いましばらく御回答お待ちしております。よろしいでしょうか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

○植田孝二危機管理課長 早急に調べております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。次のです、はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。じゃあ、防災マップなんですけれども、もともとは8万2,000部作った、英語版が3,000部ということで、今回更新して印刷するのが1万部ということで、これは分かるんですね。それで、あと、冊子配布済み及び在庫の防災マップ差し替えページ印刷で3,000部なんですけど、8万2,000部作ってて、何かこの3,000部をどうやって使うのかがちょっと分からなくて、その点もうちょっと分かるように御説明お願いします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。令和2年3月に発行しました総合防災マップは、当初、全戸配布を市内に行いました。これが、日本語版を配布したのですが、これが令和2年3月の時点で、6万5,000部全戸配布いたしました。配布後に、全戸配布以外に、申し訳ございません、全戸配布以外には、小・中・高・大学等の教育機関ですとか、イオンなどの市との協定施設、あと市民課での住民の方の転入された方への配布、不動産関係事業者や福祉施設、地域の防災講習会などに活用しております。その他、随時窓口に取りに来られる方へ配布させていただいております。こうしたことで、全戸配布以外に、令和2年度で、約1万2,500部ほど配布いたしております。合わせますと、7万7,500部程度になります。ま

だ在庫なども約3,000部ほど、駅南庁舎にまだ保管しておりまして、このたびの印刷の分については、この3,000部について印刷して、差し込んだり貼ったりして、それを活用し、廃棄しないようにしようとするものです。あとの1万部につきましては、この在庫が配布できました後に、折々、さっき言いましたような配布方法ですね、場所とかに設置して、広く配布するようというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。8万2,000部で作ったけれども、まだ全部は配布をされてなくて、在庫といいますか、ある分、それを差し替えるのは分かるんですけど、事業別概要書には、配布済み及びってなってるので、その配布済みの分は、結局はないっていいんですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田です。配布済みにつきましては、例えば、回収して差し替えるというようなことはちょっと困難でありますので、例えば、作成した該当ページをホームページに掲載しまして、そこを、例えば印刷していただくなどして差し替えていただくということですか、あと、窓口にお持ち込みになられた方にはとか、チラシを取りに来た方には、そこでお渡しして、該当ページの差し替えをしていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 8万2,000部あって、あってですね、大体、さっきの数字足したら7万7,500で、単純に引き算したら4,500なんですよね。4,500を、だから、この差し替えページの印刷を4,500部するんだったら、足し算・引き算が合うんですけど、3,000部ですよね。この3,000部の中に、在庫の分で差し替えるのと、併せて窓口とかに来られて、下さいって言った人にも渡す、それは、もう来られた窓口がパソコンからこうプリントアウトすればええと言えええんかもしれんですけど、ちょっとこの数字の考え方がよく分からなくて、この説明だけでいくと、私も町内会からばあっともらったんですけど、じゃあ、自分のところにもこの差し替えのが来るのかしらと思ったけれども、どうも数見たら、どうもそうではないなと、そういうもう単純な疑問なので、何が言いたいかっていうと、作るのはこれだけでしょうけども、基本、大方っていうか圧倒的な世帯は、もう配られた世帯は、自分で御確認ください、自分でプリントアウトして差し替えるなら差し替えてくださいってことなわけですよ。だったら、それを分かるように、しっかりと広報していただかないといけないなということですけど、されるということでもいいですね。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田です。伊藤副委員長さんおっしゃるように、既に配布済みのものは広報にも、今いろいろ非難情報変わったというようなことを広報しておりますが、併せて広報を、今後努めていきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません、何点かお伺いをしますっていいですか、ちょっと認識不足なので、確認っていうか、教えていただきたいんですけども、事業別概要の14ページの固定資産評価審査委員会費、先回の御説明のときに、もともと農地だった、これを何か砂の採取を始められたっていうことで、農地から雑種地に変更したっていうことなんですけども、申立てされた方は、これは原野ではないかということ、そこだったと思う、そういう説明だったと思うんですけども、この農地と原野のこの違いといいますか、ちょっと勉強させてもらいたいなといいますか、雑種地、原野というのは、全く手つかずのものが原野で、雑種地が何らかの手を加えたりしたら、そういうことよって雑種地ということになるのかどうか、その辺、1つお伺いしたいのと、それから、15ページの自主防災会活動補助金なんですけども、ここについて、予算200万円なんですけども、これは、助成額の上限っていうのか、これ200万円っていうのが金額、これで決まっているものなのかお伺いしたいのと、この毎年度のもの、地区の選定方法っていうか、選定はどのような形で選定されてるのか、お聞きしたいと思います。

あと、16ページの車両・器材等整備事業費のこのAEDの、救助機器のセットなんですけども、10セット、これは、購入後はどこに保管をされて、どういうふうな管理をされていくのか、消防団が全て管理をされていくのか、この10セットの分は、どこで管理・保管をされていくのか、その辺り聞かせていただきたいと思います。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、坂本です。農地と原野、雑種地の違いということなんですけども、基本的に、農地は農地法の規定に従って、農地の台帳に登録されているような土地につきましては農地、厳しく法律の規制を受けておりまして、簡単に売買等にはできないというようなことになります。原野というのは、人の手が加わらなくて、低い、低木が生い茂っていて、人の手が相当の年数加わっていないような土地が原野ということになります。雑種地というのは、その宅地とか原野とか、あと、農地とか、課税種目が何種類かあるんですけども、そのどれにも該当しない場合に、雑種地という課税種目に該当することになります。この方につきましては、30年近くの耕作放棄されていた農地でして、砂利の採取をするために、本当は一時転用の許可も最初考えられていたようなんですけども、農業委員会のほうから、そもそも30年、耕作放棄しておられるのであれば、農地ではないので、一時転用は手続等もかなり期間がかかりますので難しいんじゃないかっていう意見を受けられて、登記簿上も原野ということに、低い木が繁茂してましたので、原野という登記をされたんですけども、直ちにもう砂利の採取を始められて掘削等もされておったので、原野には、固定資産税課としては該当しないという判断で、雑種地の評価をしたところなんです。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員、今の件はよろしいですか。

◆石田憲太郎委員 はい。いいです、いいです、はい。

○植田孝二危機管理課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。石田委員の御質問に。危機管理課、植田でございます。石田委員の御質問にお答えします。まず、自主防災活動補助金の限度額についてのお尋ねでよろしかったでしょうか。こちらにつきまして、ちょっと今確認中でありまして、少々お時間頂けますでしょうか。

続きまして、選定方法についてのお尋ねがあったかと思えます。このたびの地区は、湖山地区ということで選定させていただいておりますが、これにつきましては、大体9月ぐらいにホームページで、助成を希望される団体を募集しまして、これに対して、令和3年度の事業では2団体から応募がありました、湖山地区を含めて。これを、活動状況などを確認するチェックシートといいますか、採点表といいますか、こういったものを確認しまして、県に申請するのに優先順位をつけまして、2団体申請したところ、優先順位1番であった湖山地区が選定されたということでありまして。

あと、AED、車両・器材等整備事業費、AEDの購入後の管理ということでお尋ねがございました。これにつきましては、10セット購入したものは、消防団のほうの分団で、特に日頃の講習、応急手当講習の活動を活発に行っている分団を中心に、各分団に配備して、そこでの管理と日々の講習に使っていただきたいという方針で考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ありがとうございます。自主防災会活動補助金のその地区の選定のところですけども、この中身を見ると、かなりいろんなものが資機材として調達できると思いますかね、この制度を使ってできるわけでありまして、市内に六十数地区あるわけでありまして、まだまだ、これを使ってというところは、十分ではないんだらうなというふうに思ったりわけでありまして、これを使えば、いろいろ機材がそろえていけるんだらうなというふうに思ったりするところでありまして、9月に申請受付とか、それを案内をして、なかなかその申請すること自体が、ちゅうちょしてといいますかね、ちょっと面倒なと言ったらおかしいんですけども、そういうことで申請をされない地区もあつたりしたりするのかなというふうに思ったりしましてね、これだけの機材がそろえられるんですから、その地区の実情に合わせて申請されたほうがいいのになって思われるような、例えば地区あれば、そういうところにも何とか申請されてはどうですかみたいな、そんなことの動きもされていかれたらいいのかなというふうに思ったりしましたもので、その辺りのことっていうのができないものかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、それで、今セットですけども、各分団のほうに、それぞれ代表の消防団のほうに、それぞれ保管をしてもらうということのようでもありますけども、これ、その機材等に何か不備があったときっていうのは、それについては、もう市のほうで対応されるということでもいいんですかね。ちょっと確認です。

○植田孝二危機管理課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田です。まず1点目の、コミュニティー、こういう制度を利用して整備することを御案内できないかというような御質問であったかと思いません。これにつきましては、危機管理課に防災コーディネーター2人配置しておりまして、そのコーディネーターが、日々自主防災会の活動の相談事ですとか講習会に出かけたりして、いろいろ各地域の自主防災会の困り事ですとか、悩みですとか、要望とかを御相談受ける中で把握しておりますので、もし、そういう機材について、そういう御相談があったときには、制度のほうを御案内して、募集期間も、おおむね例年同じようですので、この頃に申請してはどうですかというようなちょっと情報提供は、そういったときにしていければなということと考えております。

あと、AEDについての各分団に配備した後の不備があった点、場合については、これは、市のほうで修理やあについては対応させていただきたいと思えます。

あと、その他、先ほどちょっとお答えをお待ちいただいたことについて、御回答してよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい。お願いします。

○植田孝二危機管理課長 はい。まず、AEDに関しては、これは、メンテナンスのほうは、特段は行ってません。この訓練用AEDが、おおむね、6年～8年程度の耐用年数ではないかなというふうに言われておりまして、定期的なメンテナンスは行っていませんが、故障とかしたときには、その都度対応したいと考えております。あと同様に、胸部圧迫で訓練をする人形、マネキン人形については、これも明確に決まるとるわけではないですけど、おおむね10年程度の耐用年数ではないかなというふうに、危機管理課では見ております。

続きまして、宝くじ助成の申請について、申請額についてですが、これは、規定によりまして200万円までが上限になっておりますので、この上限いっぱい申請をされたものであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 ほかによろしいですか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、分かりました。ありがとうございます。先ほどの自治総合センターの助成金の件につきましては、常々、どの地区の自主防災会さんの状況も掌握されてるということですから、ぜひ早く、これの活用してそろえられるということも、大変大きな手段であろうと思えますので、しっかりとその辺りも確認されていく中で、各自主防災会さんのほうにも、積極的にその辺りの案内もしていただきたいというふうに思います。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 あと、よろしいですか。はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 引き続き、自主防災会活動補助金について伺います。今説明がありました宝くじ助成の額、上限200万というのは、各地域一律の200万というのですか。地区によっては大小の地域があるんですけど、公民館単位で、多分自主防災会やっておられると思えますけど、このたび、私のところの自主防災会の会長が相談に来まして、9月の申請に向けて、こういうことを整備したいという相談を受けたときに、何かその一覧表みたいなを見せていただきまして、その人口比率によって何か補助金みたいな金額が、結構細かく書いてあったシートを見

せていただいたんですけど、例えば、その宝くじのほう 200 万、このたび自主防災会の会長が持っていた資料と併せて申請できるとか、どちらか一方とかということなんでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。今、砂田委員さんがおっしゃられた制度が、恐らく、鳥取市が市として独自に行っております、今年度からですが行っております、わがまち防災の補助金のほうの制度でお話があったのかなと思います。そのほうは、地区単位の世帯数に応じて補助額が決められておりますので、恐らくそちらのほうのことをおっしゃったのかなと思います。

それで、最初のほうの地区ごとについていうことでいいますと、この今回ののは、いわゆる宝くじ事業でのことなんですけど、これにつきましては、事業の種別に応じて助成額がありまして、この今回のいいますと、地域防災組織育成助成事業という中の自主防災組織育成助成事業というくりの中での事業でありまして、これについては 30 万円～200 万円までということになっておりますので、上限額は 200 万円というようなことになっております。以上です。

◆砂田典男委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 説明を聞いて分かりました。地域の自主防災会の会長にも、よくその辺りを説明して、申請ができるほうというか、ああいうのを努めてするように伝えておきます。ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 16 ページの下段の車両・器材等整備事業費で、大体耐用年数のほうを教えてくださいなんですけれども、事業実績でいくと、平成 28 年度に 3 セットあって、遅かれ早かれ数年以内には、耐用年数と言われる時期が来るわけですけれども、この更新の考え方としては、やっぱりそういう配備しているものの更新も、このコミュニティ事業助成金を活用して更新をしていくという考え方なのか、それとも、新たにどんどんこう増やしていく分だけ、このコミュニティ事業助成金を活用していく考えなのか、その点、今、何か方針を持っておられるなら教えていただけないでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。車両・器材整備費の AED の更新の考え方について御質問いただきました。これについては、訓練用 AED の必要数ですね、これがまだ明確に定まっておるところではございませんが、基本的には、更新の際にこういったコミュニティ事業を活用できるような財源がありますれば、これを活用して更新をしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 いいです。

◆吉野恭介委員長 いいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか、はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 先ほど、石田委員のほうから、固定資産評価審査委員会に対する質問で、答弁もあったわけです。それで、私は、農地であれば一時転用をして、農業委員会に届出をして、採取をしておく。それで、一定の期間で埋め戻しをして、農地にまた原状復帰ということが、当然状況に、条件になっておるといふふうに思うんですね。それで、この案件は、原野ということなんですね。30年以上、農地、改良区から転用金を払って、農地から除外されておるといふ状況だったと思うんです。昔は、この辺りは、葉たばこが栽培されておった地域だといふふうに思うわけです。それで、この原野を雑種地に固定資産税の評価をしたということは、私は、何が言いたいかっていうのは、採取をする期間、それで埋め戻しをして、どういう状況に原状復帰をするのか、この辺は分からん。ただ、農地の場合だったら、農地として復帰をすると、原状復帰をするということが条件だけど、原野というのは、採取が、埋め戻した後に、そこに樹木を植えれば、当然原野になるわけですよ。ところが、採取中に、雑種地という評価をしたということが、私はちょっと理屈に合わんじゃないかという思いは、この件はしておるんです、実は。採取中は、池になつとるんですよ、その場所は、11メートルぐらいの採取をするんですけど、深さを、これも取る深さというのが決められとるわけです。それで、県に許可を申請をする、それから、市の許可申請をするということで、段階を踏んで採取に向かうわけですが、私は、この評価というのは、埋め戻した後の状況を見て評価するのが普通じゃないかと思うんですけども、その辺の考え方、鳥取市の、お聞かせください。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、坂本です。今、星見委員さんが言われたことが、まさに原告と言われる方の主張と同じでして、原野、農地の場合であれば、一時転用許可を取れば、一時転用許可って原則1年で、最長延長しても3年までなんです。しかも原状回復の義務が生じまして、農地法上、この義務、原状回復を守らない場合は、原状回復の命令も出します。それに違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金という、もう厳しい規制がかかっているんですけども、一時転用なので、原野、もう砂採取している間は一時転用なので、原野の評価でいいんじゃないかという原告の主張でした、同じように。

ただ、先ほど言ったように、農地は厳しい規制が入っていて、その原状回復命令もあるし、罰則規定もあるんですけども、原野を元に戻すからと言われても、その保証は全くありませんので、しかも、今、星見議員さんは、木を植えれば原野になるんじゃないかと言われたんですけども、人工で木を植えて原野とは認められません。原野というのは、先ほども言いましたけども、何も手のつかない状態で、自然と低い木が繁茂している状況ですので、これを砂採取終わって、ほったらかしにされても、原野に戻るまでには相当の年数がかかるものと判断しております。

ですので、今回の固定資産税課の評価は、適切であるということの結果を、固定資産評価審査委員会も出したところであります。なので、今後も、砂の採取で、もしも農地の一時転用でない場合であれば、全て雑種地、課税種目雑種地が変わって、評価はその賦課基準の1月1日

現在の現況で評価をしますので、その先、何年か後を見越しての評価はしません。その賦課をする1月1日の現況と目的に照らして課税種目は決めるので、今後につきましても、砂利採取、一時転用でない砂利採取におきましては、雑種地の評価を徹底していくこととなります。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 大体、市の考え方というのはお聞かせいただきました。採取についても、やはり、埋め戻した後に、やはり、どれだけの砂を覆土するのかなというようなことも、やっぱり東部と中部の辺りの考え方も多少違うんですね。中部のほうは、上乘せ、覆土する砂の埋め戻した後に覆土する量が、大体2メートルぐらいを基準にしておるんですね。ところが、東部に関しては、もう少ないところは1メートル余りというような、しかも、中がどれくらいって計り知れん、分からんわけですよ、上から見ても。そういうところがあって、やはり、原状復帰をする段階で、ある程度の砂を覆土せんと、少しの雨でも浮き出してしまうというようなことで、その水が道に流れ出る、そういったところを何か所も見とるんでね、その辺のところも、やはり原状復帰する段階の、やっぱりきちんとした、やはり取締りというか、そういったところも砂利採取組合のほうにも、申し入れていただきたいなというふうに思います。大体分かりました。それで、もう一点、この訴訟は、結局手を下ろされたんですか。

◆吉野恭介委員長 坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。まだ手を下ろされていません。7月2日に、2回目の口頭弁論を行う予定になっております。以上です。

◆星見健蔵委員 じゃあ、あんまり余分なことを言っではいけません、すみません。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。はい。質疑なしと認めて、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第83号鳥取市税条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第83号鳥取市税条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい、ちょっと。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。2条による改正の主な内容ということで、前回御説明いただいたんですけど、これは、すみません、特例割合の見直しってなってるんですけど、これは、ちょっとすみません、どういう特例なのか教えてください。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。これにつきましては、浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準額の特例として、その雨水貯留浸透施設を、民間の方が独自で設置されたりした場合に、来年の1月1日が基準日になりますけど、それまでに整備されたものについて、課税標準額、税金を、税率を掛ける前の課税標準額があるんですが、この課税標準額を通常の、このたびは3分の1にするという、その乗率を定める規定があります。なので、本来の評価額で課税標準を決めた後に、この特例の規定を使って、3分の1を掛けて、その税金を算定する上での課税標準を、通常の3分の1に変えるという規定です。このたびの改正は、前回、専決処分で3分の2というふうに一旦出してたんですけども、これ、元の法律が、市町村の条例で定めるようになってるんですが、その範囲内が2分の1以内になってまして、実は、この3分の2にしたのは、この前の法律、似たような施設を整備するの、に対しても課税標準の乗率に掛けるものがあつたんですけども、それが3分の2として、ちょっと失念しておりまして、この来年の賦課の準備をする中で、ちょっと法律で定める2分の1以内になってないということに気づきましたので、このたび3分の2を、一旦その専決処分3分の2にしていた割合を、3分の1に改正させていただくものです。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 いいですか。

◆伊藤幾子副委員長 いいです、はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認めます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第83号鳥取市税条例等の一部改正についての採決をいたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第84号鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第84号鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第88号財産の取得について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第88号財産の取得についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。議案88号消防ポンプ自動車の取得についてですけれども、美穂分団と大村分団への、それぞれ1台、2台ということでした。この消防ポンプ自動車の機種、どういったのを持ってるものかというのと、美穂分団が望んで、この機種を導入してほしいというような選び方でこの機種、機材になったのか、その点をお伺いします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。まず、加嶋委員さんからのお尋ね1点目、機種についてお尋ねだったかと思えます。機種といいますか、規格と言ったほうがいいのかもかもしれません。この規格で、CD-Iという消防庁の定める消防車の規格がありまして、これを鳥取市の消防団では、全分団、今、配備しておるところです。これに、近年は救助資機材等を搭載して配備しているというところがございます。

それと、分団の希望かどうかというふうなことがございました。形式については、さっき言いました一律に配備しておるところではありますが、細かい仕様ですね、この辺については、可能な中で分団の希望を取り入れて、多少ちょっと位置を、レバーの位置を少し深めにするとか、そういう可能な範囲内では分団の希望を聞いて製作しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい。そのほか質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第88号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第95号専決処分事項の報告及び承認についてのうち本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認めます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第95号専決処分事項の報告及び承認についてのうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり承認されました。はい。

では、終了された部署の方は、ここで退席いただいて結構でございます。

議案第96号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次は、追加提案分に入ります。はい。それでは、議案第96号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の御説明を執行部お願いいたします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、議案第96号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）でございますが、こちらの御説明に入らせていただきます。本日も配りしております資料の右肩のほうに1の3、A4の横でございます。こちらに沿って御説明をさせていただきます。なお、事前にお配りをしております左肩の、令和3年6月23日に提出をさせていただきました一般会計補正予算書、こちら、2つで御説明をさせていただきます。それでは、はぐっていただきまして、1ページ目でございます、すみません、2ページでございますが、基本的には、特別財源、特定財源につきましては、それぞれの歳出のほうで御説明をさせていただきます。

一番下のところでございます。款20繰越金、項、目繰越金、前年度繰越金でございます。補正額が261万2,000円、こちらにつきましては、このたびの第3号の、全体としまして1億65万2,000円、こちらに必要となる一般財源ということでございますので、前年度繰越金を計上するものでございます。なお、今決算をしております、9月の議会に上程をさせていただきますが、現時点での繰越金は、20億4,000万ぐらいになる予定ということでございます。以上でございます。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。そうしましたら、次のページ、3ページをお開きください。歳出の説明でございます。予算書のほう13ページ、それから、事業別概要のほうは7ページでございます。併せて御覧をください。

総務費、総務管理費、人事管理費、人事関係事務費でございます。補正額179万5,000円、補正後額831万4,000円、財源は一般財源でございます。事業別概要のほうにも記載しておりますが、内容のほうですが、令和元年の7月に、飲酒運転及び自損事故を起こしまして懲戒免職処分を受けた元市の職員が、令和2年3月13日に、市に対して懲戒免職処分の取消しと、それから退職の手当支給制限の処分の取消しを求めて訴訟を起こされました。この裁判の判決言渡しは、令和3年5月21日にありました。原告の請求は棄却ということで、裁判の言渡しがありました。その後、控訴期限の令和3年6月7日までに控訴の提起がありませんでしたので、鳥取市の勝訴が確定したというところでございます。この事件に関する訴訟代理人弁護士への報酬金ということで、179万5,000円を計上させていただいております。説明のほうは以上です。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、川口でございます。続きまして、説明資料、資料1の3の下段の、3ページの下段のほうですが、人権交流プラザ管理費、地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費のうちの生活困窮等包括的支援事業費（住居確保給付金支給）と、2つ目が、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費（生活困窮世帯を対象とした自立支援金の支給）についてであります。これについては、別に資料の1の4を御覧をいただきたいというふうに思います。

生活困窮者への追加の支援、先ほど申し上げました2事業でございますが、説明の順番が前後しますが、まず1つ目が、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給についてでございます。制度内容については、総合支援資金の再貸付けを終了し、さらに、さらなる貸付けを利用できない困窮世帯を対象として、自立支援につなげるための支援金を支給するものでございます。補正要求額といたしましては9,558万9,000円となっております。新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金で、補助率10分の10となっております。内訳は、支援金そのものが8,820万でして、支給のための事務費が738万9,000円となっております。この支給の対象者が、先ほど申し上げた総合支援資金の再貸付けを終了した世帯ということになりまして、約350世帯が対象になります。

支給の内容につきましては、7月以降の申請月から3か月間ということになりまして、申請の受付自体は7月と8月になりますが、申請していただいてから3か月間、3回支給されるというものでして、単身世帯ですと月額6万、2人世帯ですと8万、3人以上世帯ですと10万ということで、最大でいうと30万円の支給があるというものでございます。

この支給に当たっては要件が3つございまして、1つは収入と、2つ目が資産と、3つ目が求職活動をしていただくという、この3つになっておりまして、内容については、そちらの表にありますように、世帯人数が1人世帯の場合ですと、収入要件が、上限が11万3,000円となっております。資産要件が48万6,000円となっております。順次、その世帯の人数に応じて上限額が定められてるということになります。求職活動の要件につきましては、公共職業安定所に求職の申込みをしていただきまして、常用就職を目指し、求職活動をしていただくということが条件となっております。

この支給の受付体制ですが、受付会場のほうは、人権交流プラザの3階大ホールのほうに会場を作りまして対応をいたします。申請受付期間が、先ほど申し上げましたように、7月～8月末ということになっておりまして、以降、支給及び要件の確認は、収入・資産・求職活動の要件を毎月確認する必要がございますので、この要件の確認と作業等を含めて、おおむね11月頃までで終了できるものと考えております。

次の2ページでございますけど、2つ目の事業になりますが、住居確保給付金の再支給の特例の延長でございます。住居確保給付金の支給が終了した方に対して、解雇以外の休業に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能となる特例が、今年6月末までとなっておりますが、さらにこれが3か月間延長されまして、9月末までとなるものでして、これを見込みまして、補正額326万8,000円を計上させていただいております。国庫負担が4分の3で、245万1,000円となっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

本案について、委員の皆さんから質疑はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。ただいま説明をいただいた国庫補助金、社会福祉費補助金の住居確保給付金の再支給特例の延長についてお伺いします。説明いただいたとおりだと存じますが、この解雇以外の休業に伴う収入減少等、この収入減少の割合や数字というものに、目安というものが設けられているのでしょうか。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。住居確保給付金は、そもそもの制度としては、平成27年度からスタートしておりまして、これでは解雇というものが要件だったんですが、コロナ特例で収入減少もオーケーという話になって、特例で支給をされていることです。委員御指摘のあった収入減少については、特段、例えば3割減とか4割減とかいう定めはございませんで、前年の収入、あるいは、年度がちょっとまたがって事業していれば、同月を比べてみるとかいうことで、明らかに減少してるというのが判断するという形になっておりまして、繰り返しですけども何パーセントの減収というふうな定めは、特段ございません。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 ただいまの件について、1件だけ質問したいと思います。この支援事業の事業内容を見れば、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当の住居確保給付金を、6月末～9月末までの3か月延長して再支給が行われるというものだという、先ほど説明があったわけです。それで、コロナにかかわらず、生活困窮者が非常に今は全国的に増えていっとるということで、支援というのは、当然するべきだというふうに思うわけです。それで、その中に、支援の額を家賃相当ということにされとるんですね。この家賃というのは、実際にそれぞれ住んでおられるアパートとか、そういったところの家賃だと思うんです。家賃相当っていうことは、住んでおられるアパートなんかも、家賃もそれぞれまちまちだというふうに考えるところですけども、これは、支給額は一律なのか、または上限があるのか、その辺のところをお聞かせください。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。今、委員のほうから御質問のあった家賃相当というところの考え方でございますけれども、これは、例えば、ある方が5万円の家賃のところに住んでいらっしゃるから、5万円が支給されるというものではなくて、基本基準額は、住宅扶助の額になっておりまして、生活保護の住宅扶助の額と同じになっておりまして、1人世帯ですと3万2,000円、2人世帯ですと3万8,000円ということで、人数に応じてこう変化していくわけですけども、ですので、繰り返しですが、5万円のところに住んでいらっしゃるでも、この住宅扶助の基準額で、お一人世帯であれば3万2,000円が支給されるというものでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員 分かりました。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、すみません。ちょっと1点だけお聞かせください。生活困窮者自立支援金の支給ですけども、再貸付けが終了した世帯が約350世帯ということで、この350世帯ってというのは、その下のほうの支給要件に該当する方、世帯に当たるんでしょうか。それをお伺いしたいのと、そこに対して、市のほうとしていいですかね、何かこの追加支援の部分についての働きかけといいますか、動きといいますか、どういうふうなことをされるのか、もうちょっとお聞きいたしたいと思います。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。まず、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯が約350世帯というこの数字ですけども、この350世帯全ての世帯が、この支援金の支給を受けられるというものではございませんで、先ほど申

し上げた、3つの要件をクリアしていただくことが条件となりますので、仮の数字ですけども、350世帯中300世帯とか、そんなことになってくるんだろうというふうに考えております。

それから、この支援金を支給する世帯への全体的な支援でございますけども、国のほうの通知を見ましても、これを機に、こうなるべく常用の仕事に就いていただく、あるいは、もう生活がなかなか成り立たないってことだと、適切に生活保護につなげるっていうふうなことが示されておりまして、支給決定者には、生活保護のしおり等も、必ずお渡しするというふうな、細かい指示が国のほうから出ておりまして、そういった情報提供でありますとか、就労については、自立支援の関係で相談支援員がおりますので、丁寧にサポートさせていただいて、早期に、常用の就職ができるようなサポートをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 いいですか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。補正予算書の12ページ、13ページで、人権交流プラザ管理費ということで、事業別概要8ページの地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費と、それと、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費、これ2つまとめたものが載ってるんですけど、13ページにいろいろありますよね、報酬とか、職員手当等とか、役務費なんかもありますけれども、ちょっと具体的に、それぞれがどういった費用で、こういう予算が計上されているのか、ちょっとこの項目に併せてちょっと教えていただけませんか。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。おおむね、この今回の支援金の支給についての内訳でよろしいでしょうか。はい。先ほど申しましたように、支援金そのものは8,820万でございます。事務費のほうは738万9,000円ですが、この738万9,000円の内訳は、まずは、人材派遣を含む人件費に関わる部分が、おおむね500万程度になっておりまして、残りの230万が、事務用品でありますとか、臨時の電話回線引き込みますので、そういった工事費や通信料や、あと申請書等を事前にお送りしたりするような運送料もございますので。試算ですので、そういったものが230万円というようになっておりますので。すみません、失礼しました。付議案の資料のほうのこの項目に沿いますと、報酬、職員手当費等、それから、役務費は、これは人材派遣の費用になっておりますので、この辺りが、先ほども申し上げました約500万程度になっておりまして、残りの使用料及び賃借料、備品購入等が事務的な経費でございます。事業費含めまして、大体こう230万程度というふうなことになっております。繰り返しますが、失礼しました。そういった内訳になっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。事務費では、230万円ぐらいにはならないような気がするんですけど、そういう感じですね。それで、ちょっと人材派遣ということで、そういう言葉も出てきたんですけど、具体的に、生活困窮者への、あれですね、自立支援金の支給、それが大きな

事業になると思いますので、それを行う体制と、あと、分かればですね、一応この金額の予算が立てられてるわけなので、支給内容で、単身世帯、2人世帯、3人以上世帯っていうことで3パターンあるので、この鳥取市では、それぞれの世帯の数を、大体どれぐらいと想定してこういう予算を立てたのかというの、併せて教えてください。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。まず、体制のところでございますけれども、先ほど御説明しました人材派遣については、4名の派遣をしていただくような内容で考えております。それから、あと、冒頭、浅井総務部長のほうの説明にもありましたように、生活福祉課の職員1名兼務をかせていただきまして、もう専任でこちらの事務に専念していただくことになっておりますし、あと、受付の件数に応じて、応援の職員も生活福祉課のほうから常時こう送っていただくことになっておりますし、これにプラス、中央人権福祉センターの正職員を加えまして、受付の体制を整えながら、先ほど申し上げた派遣の方に事務的な補助もしていただき、電話対応もしていただくというふうなことで、しっかりこの申請受付の業務を行ってみたいと考えております。

それから、350世帯の世帯、累計といいますか、内訳ですけども、それについては、この、どういったパターンが、この再貸付け終了しておられるかというリストは、今現在、県の社会福祉協議会が保管しておられまして、こちらが、ちょっとまだ頂けてなくて、これは、個人情報の関係がありますので、法に基づいてデータを頂くということになっておりまして、これでいうと、今月の25日金曜日の予定というふうに国のほうから聞いておりますが、今回のこの支援金を特定公的給付の指定をしていただくような告示が出まして、それによって、県社協からその該当の方のリストが頂けるということになりますので、25日の、多分、夜遅くに出てくるんだろうと思いますので、週明けの月曜日には、すぐに県社協のほうからデータを頂くということになりますので、実数としては定かでないというところがございますが、今回の予算の積算に当たっては、大体の目安として積算させていただいてるのが、ここの350世帯のうち、1人世帯が大体30%ぐらいかなと。2人世帯が20%、3人以上世帯が50%というふうなことで積算をさせていただいたのが、説明をさせていただいている扶助費の額になります。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。大体、その目安としての、単身世帯が30%、2人世帯が20%、3人以上世帯が50%ということで、ちょっと私が想定してたのは、単身世帯が多いのかなと思ってたんですけど、一応目安で実数とは違うんですけども、その3人以上世帯が50%というふうに、目安としてこの予算ね。実際に、もし、そうであると、実際ね、リスト見たときに、本当にその3人以上世帯が、本当に半分ぐらいを占めるようなことであれば、本当に大変だなんて思うんですよ。1人でも大変なんだけど、やっぱり、そうやって3人以上もいる世帯で、本当にこういう状況になっているのは本当に大変だなと思って、そこに、本当に、子

供さんでもおったら本当に大変で、この体制で、生活福祉課のほうからも、2人の職員さんが来て対応するっていうことなので、やっぱり、私はしっかりと現状とかを、本当になかなかこうずらずらとしゃべられないかもしれないけれども、そこはしっかりと本当に聞くようにしていただいて、本当に活用できる制度につないでいくことと、やっぱり、これを支給したら終わりではなくて、本当に見守りとかの継続して、やっぱりしっかりと、特定されてるやっぱり世帯なので、そこはしっかりとフォローを、引き続きやっていただくようお願いをしておきたいと思います。以上です。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。今、伊藤副委員長のほうから御指摘いただいたことは大事なことだというふうに考えておきまして、国の通知のほうにも、自立支援金は、単に生活費を支援するものではなくて、新たな就労や生活保護の受給に円滑に移行するための支援だと、そのきっかけといいますか、ツールとするよというふうな通知が出ておりますので、これに沿って、先ほど御指摘のいただいたような内容をもって、しっかりと支援をしてみたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

◆秋山智博委員 ちょっといいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 ちょっと今の伊藤委員の続きで、答弁いただいたんですが、今や、そのアフターフォローもしていくということだけど、その際の人員体制っちゅうのは、どんな体制で、何らかの体制をこしらえんと、そういうこの制度後の支援っていうのは大変じゃないかと思うんですが。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。先ほど来から御指摘されている総合支援といいますか、サポートについてでありますけども、基本的には、現在の生活困窮者自立支援制度の中の様々なメニュー事業を活用しながら、人的には、現在配置されている相談支援員等が、しっかりと関わりを持たせていただいて、支援、サポートをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

◆秋山智博委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 じゃあ、増員等は予定せずにやっていくということでしょうかね。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。はい。特段の増員ということは、今のところは考えておりませんでして、自立相談支援の相談支援員のみでなくて、これは、もちろん社協でありますとか、ハローワークでありますとか、様々な

機関と連携をして、全体的なサポートになっていくだろうということで考えておりますので、そこは、現在の体制で対応ができるものと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑をなしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。これより、議案第96号令和3年度鳥取市一般会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで総務部・危機管理部を終わります。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 すみません。植田課長。はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。先般の委員会の際に、石田委員さんのほうから、BCPの関係で御質問いただいたことについて、お答えができませんでしたので、この場をお借りしまして御報告いたします。

お尋ねは、内閣府が定める業務継続計画に特に重要な6要素が、以前のBCPに、そういう視点があつたかどうかというようなお尋ねであつたかと思いますが、おおむねといえますか、視点という意味では、網羅されていたのかなと思いますが、一部ちょっと今の状況には合わないというようなことがございました。個別具体的に申し上げますと、まず1点目の、首長不在時の明確な代行順位というようなことですが、これにつきましては、災害対応、応急対応というようなことで、市長が不在の場合は副市長が、両者とも不在の場合は、当時は防災調整監と言っていましたけど、防災調整監が、その職を代行するというような定めはございました。また、通常業務については、代行順位っていいですか、ここら辺については、あまり明確ではなかったかなと。総務部のほうが、通常業務については、事前に見積り等して調整するというような記述はありましたが、明確な代行とまではちょっと言ってなかったのかもしれないです。あと、職員の参集体制の設定につきまして、これは、職員参集メールで、主に参集をかけるというようなことで、そういったことは記載がございました。

2点目で、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定という部分ですが、こちらにつきましては、災害対策本部としましては、地域防災計画にもやっていただいておりますが、駅南庁舎2階多目的ホール、これを想定しておりました。ただし、これも今、新本庁舎が整備されましたので、これも、このたびの見直しで見直していくというところでございます。

あと、災害対策本部は想定されておりましたが、通常業務を、じゃあどこでするかというの、視点はちょっと、そこまでの明確な言葉での記述が、前回の、旧のBCPでは、ちょっと想定がされておりました。

3点目、電気・水・食料等の確保、これにつきましては、電気は、非常用電源、当時も備えられていましたので、そういったことで対応するというようなことで定められておりましたが、水・食料の確保につきましては、参集する職員が、可能な限り参集するときに持参するというようなことでの明記で、視点としてはございましたが、備蓄をするというようなことでの記載ではございませんでした。

あと4点目、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、これにつきましては、関係機関、様々な通信手段を用いて情報連絡をするというようなところで、それについては、当時も今もということで、確保の視点がございました。

あと、重要な行政データのバックアップ、それについては、旧のBCPでは、基本的には各課の日常業務の中でのデータのバックアップ、これに努めることと、あと、情報政策課が、それについて、全体的な調整を図るというような感じの記載で、こういった視点は、当時からもございました。

最後は、非常時優先業務の整理というのは、これはリスト化して、非常時に何を行うかという整理は、当時のBCPでも、表にして整理してありました。はい。以上、前回の御質問での回答保留させていただいた部分での報告といたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。ありがとうございます。その当時と今は、前は旧庁舎で、そういう環境で、今は新庁舎ということで、かなり防災面とかの部分でも大きく変わってきておると思いますので、現状に即した国のほうが示している中で決めてるので、しっかりと組み立てていただきたいと思えますし、あと、データのバックアップ等にしましても、これから、どんだんクラウドとかも活用しながらのデジタル化にということで進んでいこうと思えますので、そのような辺りの新たな視点も、しっかりと検討いただきながら、BCPの作成をお願いしたいなというふうに思います。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。これで、総務部・危機管理部を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 すみません。もう一人、委員がそろい次第始めますので、もう少々お待ちください。

#### 【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、会議を再開いたします。

じゃ、企画推進部に入らせていただきます。まず初めに、高橋部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○高橋義幸企画推進部長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。それでは、企画推進部の審査について、本日はどうかよろしく  
お願いいたします。説明につきましては、先日の会議で、資料1ということで、横長の資料を  
つけさせていただいております。令和3年度鳥取市一般会計補正予算ということでございます。  
どうか審査のほう、よろしくをお願いいたします。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既  
にいただいております。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑  
を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 加嶋です。お尋ねします。事業別概要書17ページ下段、予算書は25ページ、  
鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金についてお尋ねをいたします。1点目、見込みとして、  
基金総額が幾らになるのか。

2点目です。事業内容の（2）、返納予定額のうち経営努力によらない額59万2,954円、こ  
の金額の算定は文化交流課が行ったのか、もしくは指定管理団体が行って出した数字なのか、  
その経緯をお尋ねいたします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。まず、基金残高ですけれども、令和3年度末の  
基金残高として、見込みとしては、正確に言いますと1,498万9,291円、これが見込額となっ  
ています。

それから、2点目の指定管理者の経営努力によらない額というものですけれども、基本的  
には、主に入札における入札残のことということで御理解ください。指定管理、5年ですけれど  
も、複数年契約ということで、であれば、複数年契約であれば、リース料とかですね、そうい  
ったものが、単年度じゃなくて複数年によって安くなるということがありますが、そういった  
場合で、複数年契約の場合であれば、その年度ごとの内訳があれば、その金額、年度ごとの内  
訳がなければ、入札残額をその年数で割るという形になります。ですので、単純に、このわら  
べ館に関していうと、複数年契約によって入札で安くなった部分、それを年数で割っている  
ということで御理解ください。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員、どうですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。複数年契約により、入札で安くなったものと理解をしますので、次回から、説明の際に、その点も補足して説明いただけたら、この質問も消えますので、よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 19 ページの下段の文化芸術推進事業補助金について、少しお聞きをしたいと思います。麒麟獅子舞は、日本遺産にも登録されたりということで、特に、この因幡エリアでは、広域において、事業、伝統文化の継承ということが行われておるところであります。そういった各地区、集落で行われとる、その獅子舞というものに対しての支援ということが目的だというふう思うわけです。それで、このたび予算化 75 万円されとるわけですね。これは、どこの集落とかをちょっと聞かせていただいてもいいですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。具体的な集落名としては、足山地区になります。湖山の足山地区です。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 はい。すみません。足山ということで、この間までずっと獅子舞が行われておられたように、私としては思うんです、石田委員がおられるんですけども。それで、この事業を休止されておったということを知りわけです。それで、いつ頃から、何年ぐらい前から休止をしておられたかということと、その休止の理由ですね、この点についてお聞かせください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。休止がいつからかという部分については、申し訳ありません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、すぐちょっとお答えができません。休止の理由としては、やはり、頭であるとか猩々面であるとか、そういった道具類の老朽化ということが理由であります。以上です。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 道具がなけりゃな獅子舞はできんですけど、私は、その理由にはなっていないと思うんですね、その辺は。当然、保存会等に格上げされて、地域でもうとにかく継承しているということで、どこの地区も特に力を入れてきておると思うんです。私は、一番は、やはり、頭とかをの、その舞う人材ですね、これの確保ということが、どこの地域も大きな課題になっておるんです。私も 30 年以上獅子舞してきました、50 まで大体うちの地区は回すことになってるわけですね。ところが、もう 50 過ぎてても回さざるを得んような地域というのが、今かなり出てきておるんです。それで、うちの地域も中学生・高校生、こういった人たちを 1 人でも取り入れて守ろうや、また、氏子以外の子供たちにも一緒にやってくれんかと、そういっ

た呼びかけもしたりして、やはり、本当に保存ということに力を入れてきておるんですね。それで、こういった新調されるということで、太鼓であったり、笛であったり、何を買われるか分かりますけども、私は一番大事なのは、その人材の確保に努めんと、また復活はしたけど、また二、三年でやめるようなことになれば、何のための予算だったかやってということにもなるし、やはり、特に日本遺産に登録されたということで、国全体の遺産として、とにかくみんなに残していくということが大事なんで、その辺の、やはり人材的な確保等についても、行政としても、金銭面だけじゃなしに、何ちゅうか、アドバイスみたいなことでも、助言でもしていただけるようなことで、末永い継承をしていただきたい。これは意見ですけども、はい。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 星見委員さんの御意見、ありがとうございます。私の説明も少し足らなかった部分があるかなと思います。今回、補正予算によって道具を新調するというのもそうなんですけれども、実は、同時にちょうど併せて、その保存会さんのほうも、新たに人を、もう一回声かけをして、いわゆる舞手のほうですね、人のほうの手だても一緒にやっていきたいということによっておられるところです。この麒麟獅子をずっと保存、継承していこうとすれば、星見委員さん言われるとおり、人の面と道具の面の両方でやっていく必要があります。そういうことで、我々もこの日本遺産認定以降、担い手育成の取組ということでいろいろやってきておりますが、例えば、今年予定しておるのが、小学生向けの麒麟獅子舞のワークショップであるとか、そういったことであるとか、あるいは、去年は、小学生向けに麒麟獅子、あるいは、日本遺産に関する漫画本で紹介するような取組をしたりとか、そういったことで、人のほうの取組、人の育成の取組もやってきているところであります。引き続き、その部分は継続をしていこうということ考えております。

なお、この今回の足山の保存会さんについては、今後、より活動を継続していただきたいということで、指定文化財のほうの連合保存会、そちらのほうに、新たに加入を要請をしております。その中で、他の保存会と一緒に引き続きやっていっていただきたいということで、加入の了承は得ているところであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。具体的な地区名の御紹介がありました。私の地元でもあるわけですが、獅子舞、復活させたのは約30年前です。30年前に、それこそやっぱり舞手がなかなかいなくなって中断しておりましたですけども、私が二十歳過ぎぐらいのときに、もう若い人が増えたので復活させようということになって、それからずっと30年、毎年やってきました。ただ、それがずっと、その獅子の頭が、いつ頃作られたもんか分からなかったですけども、結構、その当時から結構虫食い等ありまして、補修、補修をしながら30年間使ってきましたけども、もういよいよ補修が追いつかんということで、ちょうど今回コロナのこと

もありまして、舞ができんということで、去年中止で、今年もちょっと中止ということで、これを機会に、市のほうでそういう制度があるということ承知いたしましたもので、今回申請させていただいて、舞手に関しましては、今でも、しっかり、もう8人、9人ということで、これを保存していくためにずっとやっております。今後も、その辺りは継続していくということの中で、このたび新調をさせていただこうということで申請をさせていただいたと、そういう経緯でございます。はい。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほか。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、横山委員。

◆横山 明委員 事業別概要の17ページの上段ですけれども、麒麟のまち創生推進事業費、鳥取市と、1市6町で中枢都市圏を形成してるんですけれども、何かその計画が令和4年度で満了するというところに対する費用なんですけれども、前回説明があったかもしれませんけれども、私が聞き漏らしてるかも分かりませんが、この989万9,000円の歳入は、財源といいますか、国・県の支出金ということで上がっておるんですけれども、これ、何があったんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。歳入につきましてです。この麒麟のまち創生推進事業費におけます歳入につきましては、国のほうの、総務省の委託金を活用させていただいております。多様な広域連携促進事業という国の事業でございますが、そちらの事業で、地方自治体の広域連携の取組を支援する、そして、優良な取組を全国発信していったって、それを国の全体に広げていくということを目的とされる、国の委託事業でございます。それを活用させていただきますと、このたびの麒麟のまち創生推進事業費、次期ビジョンの策定に向けて、今年度は、課題の抽出や分析を行うという事業をさせていただくものでございます。以上でございます。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 横山委員。

◆横山 明委員 はい。じゃあ、その計画を国に提出して、それで、認められれば出るということですね。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。すみません、説明が大変不足しておりました。総務省の多様な広域連携促進事業というものは、昨年度の末ぐらいに、総務省のほうに申請をさせていただいておりますと、この5月に内示というものをいただきました。それに伴いまして、この6月に予算計上をさせていただいたものでございます。前回、3月の内示をいただく前の申請というものには、大まかなですけれども、事業計画でありますとか、そういったものを総務省のほうには提出させていただいております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、横山委員。

◆横山 明委員 何かもう細かいことを言って申し訳ないですけども、その事業計画は、鳥取市が作成したもの、みんなで話し合っただけでやっとならるんですか。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。3月の事業計画でございますが、原案というものは、鳥取市のほうで作成させていただきました。そちらを1市6町で共有させていただき、御意見を頂きながら計画をつくらせていただいたものでございます。それを、1市6町しっかりと見ていただいて、それをつくり上げて提出させていただいたものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい。そのほかはございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。再度御質問させていただきます。事業別概要書は20ページ上段、学習・交流センター施設管理費の財源についてです。22款市債、1項市債、総務債、節総務管理債710万円。学習・交流センター施設整備費ですけども、この債券の性質として、屋外、屋根修繕、空調機修繕のことで、外構に係るものと内装に係るもの両方使えるように理解しているのか、今回の損害共済金は除いて、一般財源の96万円のうち、債券と合わせて何パーセント発行できるものなのか、その債券の性質をお尋ねいたします。

○大田斉之国際交流プラザ所長 はい。

◆吉野恭介委員長 大田所長。

○大田斉之国際交流プラザ所長 はい。国際交流プラザ、大田でございます。まず、895万4,000円の歳出のうち、710万につきましては、これは、ガスのほうの、空調のほうで、こちらに緊急防災・減災事業債を活用しているものでございますし、89万4,000円のその他の歳入については、これは、建物等の保険というか、損害共済という、これは建物の、屋根のほうの補修ということになります。ですから、89万4,000円は補償で、710万円はその事業債を活用ということ、事業債の中身について、ちょっと財政と協議して入れておりますので、何パーセントというのは、私ちょっと把握しておりませんが、よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。説明いただきました。そうしましたら、本日でなくてもいいので、また御指導をいただいて。質問を重ねるのは、要求額が993万円のところが、今回895万4,000円となっておりますので、この債券の発行額に関わるものなのか、もしくは、別に修繕するところがあったのか、もしくは、もともとこれぐらいかかるであろうと想定していた金額が、業者さんに見積りをお願いしたら、圧縮されたものなのか、どういった経緯をお尋ねします。

○大田斉之国際交流プラザ所長 歳出が900万円で、それで8掛けにしたんかな。はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 大田所長。

○大田斉之国際交流プラザ所長 国際交流プラザ、大田でございます。業者から見積りを取りまして、基本的に8掛け、0.8したものが事業費ということで予算を上げさせていただいております。

◆加嶋辰史委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

- ◆加嶋辰史委員 はい。分かりました。そうですね、はい。私も総務部長がおられるところで聞かないといけなかったのかもしれないですけど、ちょっと議案がこの企画推進部で出てるので、ちょっと質問の仕方があれだったと思いますので、また私のほうも、次からはもうちょっと研究していきます。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 そのほか、質疑はありますか。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい、委員長。
- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。事業別概要書 21 ページの上段、超高速情報通信基盤整備事業費で、それで、補正予算書でいくと 17 ページだし、横長で頂いてる資料 1 のほうは、2 ページの歳入のどこなんですけど、青谷地域北部を追加するための補助金ということで、総務費補助金が 9,318 万 4,000 円が財源の中にあるんですけど、そもそも、すみません、この無線システム普及支援事業費等補助金っていうものの、何かどういう割合で来るとか、事業費の何ぼに対して来るとか、ちょっとそういった仕組みを教えてくださいませんか。
- ◆吉野恭介委員長 山根課長。
- 山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。財源の内訳についての御説明をさせていただきます。まず、ここの補助金で出ております 9,318 万 4,000 円の部分につきましては、これは、補助対象事業費の中の 3 分の 1 という形のものが対象となってきます。残りの、このたびコロナ対策の交付金の、各省庁から下りてくる事業というのが補助裏に充てられますので、その部分を、金額としまして、それが 14 億 9,009 万 4,000 円、これが、コロナの感染症対応地方創生臨時交付金という格好で補助裏に入ってきてまして、その 2 つが国庫からの支出になります。その残りにつきましては、今の、先日の説明資料のところの 2 ページ、3 ページのところでございますけれども、残りのところに、すみません、3 ページですね、過疎対策事業債、これは、補助対象にならなかった部分につきましては、過疎対策事業債が、地域分が充てられますので、それを 4,240 万円充てて、残りを一般財源という格好の事業費になっておるものでございます。以上です。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。
- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 省庁事業分としてのその臨時交付金が、先ほど 14 億って言われたけど、1 億 4,909 万 4,000 円なんですけど。
- 山根寿彦情報政策課長 すみません。
- ◆伊藤幾子副委員長 先ほど、その総務省の補助金っていうのは、対象事業の 3 分の 1 の補助だということを言われて、あと、裏補助っていうか、省庁事業として 1 億 4,909 万 4,000 円っていう、これは、これも何かしら、例えば何分の 1 とか、そういう考え方があるものなのでしょうか。
- ◆吉野恭介委員長 山根課長。
- 山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。対象は 8 割。
- ◆伊藤幾子副委員長 8 割。

○山根寿彦情報政策課長 になってます、はい。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。青谷のなかったところが、このたび事業が、整備事業ができるということで、これはよかったと思います。はい、ありがとうございました。

それと、もう一つ別で、17ページの上段の、先ほど横山委員のほうも聞かれましたけど、麒麟のまち創生推進事業費なんですけど、これは、国から採択されたのでということなんですけど、この989万9,000円というのが、あまりにもちょっと中途半端な数字だなと思ひまして、これ、ちょっとどういう積算根拠があるのかなというのを教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。国の委託事業を受けまして、調査・研究ということでございますから、我々のほうも、国の委託事業を頂きまして、また業者のほうに再委託をさせていただきます。再委託をさせていただくときに見積りを取らせていただいております。そちらの見積りで、委託業務としては935万円ぐらいというお見積りをいただいております。そのほかに、事務的な経費、例えば消耗品費でありますとか、それから、会議をさせていただいたときの食料費でございますとか、それから通信費、運搬費、そういったものに係るもの、そういったものは個々に積算をさせていただいております。そういったものを合わせて、数字が989万9,000円になったということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。総務省からの委託費ということで、この989万9,000円が入ってくるわけなんですけれども、採択をされたという御説明だったので、事業計画を出してね。この採択された理由を、どのように自分たちで考えておられるのか。全部が全部、多分そろってないと思いますので、採択された理由をどのように自分たちで受け止めておられるのか、教えてください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。このたび、多様な広域連携促進事業ということで、事業概要としましては、今後の新しい視点を踏まえた取組、これは、人材確保でありますとか事業検証、それからワーケーション、ICT技術の導入と、そういったものの分析をしていきたいということ。それから、このたびコロナウイルス感染症の関係で、県をまたいだ圏域というエリアでワクチン接種、そういったものが行われたということ。そういったもので、医療課題等が通常の地域からはみ出した形でもやったということ。そういったものが、どうやってできたのか、そういったものをしっかりと分析してほしいということ。これは高く評価をいただいた部分でございますが、そういったことがございました。そういったものが、特に評価をいただけたのかなと考えておりますので、そういったものをしっかりとまとめるような形でしていきたいなというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。そういう圏域での医療協力等々、しっかりと分析してほしいというようなことであれば、それだけではないんですけども、本当にそれをしっかりとやっていく調査であったり、分析でないといけないと思うんですが、今後のスケジュールとして、それを委託と言われましたから、どういうふうにしてやる、委託業者っていうんですかね、そこを選ぶのか。あと、今年度中のスケジュール感が、分かっている範囲でいいので教えてください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。このたび、議会のほうで御承認いただきましたら、総務省と委託契約を結ばさせていただきます。その後、我々のほうで仕様書を作成させていただきますして、プロポーザルということで、業者選定に入ってまいりたいと思います。業者選定、7月中にかけてやらさせていただきますして、7月下旬～8月上旬には、業者と委託契約ということで結ばさせていただきますしたいと思います。その中で、業者のほうからは、8月以降、将来推計だとかそういったものは、いろいろな仕様の中でしていただきながら、11月、12月、1月中旬ぐらいまでには、基本的には報告書なりを作っていたいて、事業、分析をしていただきたいということでございまして、それを受けまして、国のほうには、また報告書を出させていただくというような流れを考えておりますので、実際の分析、それから調査業務としましては、8月頃～1月中・下旬まで、しっかりかかっていただくというような形になるかと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。前回、今ある圏域のビジョンをつくる時も、いろんなアンケートとか、業者アンケートだったり、住民アンケートだったり、その当時の1市5町ですかね、全部にされたかと思うんですけど、このたびも当然、1市6町、それぞれ数は別にして、そういったアンケートをされるとは思いますが、その確認と、あと、その医療関係機関っていうのが、どの程度の、大きい病院は分かるんですけども、いろんな病院があるかと思えますし、そういったことも、今後、仕様書に詳しく書いて、委託業者のほうに話をされていくのか、ちょっとその点、確認させてください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。ありがとうございます。まず、住民アンケートでございますが、副委員長おっしゃられたとおり、1市6町全ての住民の皆様にアンケートをさせていただくということを考えております。それから、医療関係の分野につきましては、医療関係の方につきましては、基本的には聞き取りでありますとか、そういったものも含めましてやっていきたいとは考えております。ただ、仕様書のほうにも、そういったことは書かせていただきますが、こういった形が一番いいのかというのを、少し我々のほうもまだ悩むというところがございます。委託業者の皆さんの御意見だとか、そういったものをしっかりと聴きながら、一番いい方法を考えていきたいとふうに考えておるところでございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。最後ですけれども、先ほど、国に事業計画を出すときに、原案は市がつくって、6町にも見ていただいて、意見等々頂いたということがありました。今回、その仕様書を作る場合、仕様書を作るときも、やっぱり市だけじゃなくて、6町の意見や、そういったものもちゃんと聴いてやられるのかどうか、それは当たり前のことだと思いますが、その点を確認させてください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。仕様書の作成につきましても、現在少しずつ進めておりまして、1市6町のほうに相談といいますか、こういった形でどうだろうというのはさせていただきながら、協議をさせていただきながら作成をしておる最中でございます。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。いいです。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかはございますか。

○大田斉之国際交流プラザ所長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。

○大田斉之国際交流プラザ所長 じゃあ、すみません。

◆吉野恭介委員長 はい、大田所長。

○大田斉之国際交流プラザ所長 国際交流プラザの大田でございます。先ほど、加嶋委員の御質問でございますけど、ガスヒートポンプエアコンについては、業者見積りが814万円で、消費税1.1で査定0.8ということで、716万4,000円ということで、710万円全額、この緊急防災・減災事業債を活用するというところでございます。この事業債については、70%が交付税対象になるという事業でございます。なお、屋根改修の災害共済につきましても、2分の1で該当ということで、あと、残りは一般財源というようなことになっています。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。まず最初に1つだけ、先回の説明のときに聞き漏らしていたかも分かりませんが、超高速情報通信基盤整備事業で、今回、青谷北部追加ということでありますけども、すみません、今年の7月の予算のときに、鳥取市内の、まだ未整備地域を全てカバーするんだということで、整備していくんだということで、私は理解しておったんですけども、今回、北部地域に、これ出て、追加で出てきまして、今年のときに、この青谷の北部地域って、これ、対象になってなかったのかなというふうに思いまして、あれっと思ったんですけども、その辺りはどうだったのか、ちょっと確認させてください。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。石田委員さんの御質問にお答えします。ちょっと前回の説明が十分足りなかったのか分かりませんが、まず、去年までの、もしもお手元があれば、先回の資料の6ページの辺りも見ていただきながらと思いますけど、実は、前回、前年までは、おっしゃられるように、光ファイバーによるインターネットが提供されていない地域を対象に、足りないところを全部押さえていくということで、それは、

去年までの事業で全てはもう網羅しております。このたび、青谷の北部が、なぜ入ってきたのかということですが、これにつきましては、本市の整備の仕方は、ケーブルテレビの設備を、今までは同軸ケーブルとか、そういった金属ケーブルも使ったケーブルテレビという形で整備したんですけれども、それを、一部、先ほど言った地域については、先行して光ファイバーに替えるということをしていただきました。それが、このたび、総務省のほうから、ケーブルテレビを使っている地域については、もう既にNTTとかのサービスが引かれている地域であっても、補助の対象に入れてもらって構いませんという形での緩和がありましたので、実は、青谷北部に限らずですけれども、これから、このたび整備した以外のところで、もう既にNTTが入っている地区については、同様に、ケーブルテレビの施設も光に替えていくというような追加工事というのが予測されております。ですので、それをちょっと先行して、青谷だけを前倒しにしたという考え方です。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ということは、この青谷北部以外にも、それこそ同軸ケーブルでされているところが、まだほかにもあって、これについては、今後取り組んでいかれるということで、まずは先行して、この青谷北部を追加して、これが年度内で終了するものについてが対象だというふうにお伺いしておりましたけれども、いうことでよろしいですかね。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。委員さんお見込みのとおりで、今後、残りの地区につきましても、順次、光化していくということは、もう継続でやっていかなければならないというふうに考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。ありがとうございます。それから、あと1点だけですけれども、事業別概要の20ページの下の地域情報化推進費ですけれども、これ、もともとは平成25年から、とっとり施設予約サービス、これを県と共同利用ということでやっておられるものがありますけれども、改めてちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、この事業の目的及び効果のところ、管理する施設の増加対応とかだというふうに書いてございます。そんなに管理する施設って増加しておるのかなというふうに思ったりするんですけれども、その辺りの部分と、今回、システム更新、主な更新というのは、キャッシュレス対応っていうところのシステム更新だと思うんですけれども、このシステムの更新とか改修については、この予約サービス、どこが、ちょっとこのサービスそのものが、どこが主体となって、その辺りの更新とか改修とかをやっておられるのかお伺いしたい。そして、県と市の、その辺りの共同利用の上での負担割合とかというところを、ちょっと教えていただけたらと思います。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。まず、3点の御質問をいただいたと思います。まず、1点目の、どこの施設が増加したのかという話ですけれども、このたび、以前、管理しておりました施設が、体育施設がほぼですけれども、40施設で、それぞれの

小間が194部屋を、この施設予約で管理をさせていただいておりました。このたびは、以前の導入のときに、導入されてなかった施設についてもちょっと拡大していこうという考え方で、新たに21施設、それで、部屋数にして103の部屋を増加させるという形を考えております。具体的には、鳥取市の武道館であるとか、弓道場であるとか、それとか、各支所エリアにあります体育館であるとか、そういったところを追加して、利便性を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

それで、続きまして、2点目の、どこが主体となって更新をしていくのかというお話でしたけれども、こちらにつきましては、このシステムを使う主管課といたしましては、実際には、生涯学習・スポーツ課が所管であったりとか、それと、あとは、文化施設であれば、これも生涯学習・スポーツ課ですね。それから、都市環境課が、体育館、テニスコートとか、そういったものを管理しておることであるんですけども、そこが個別に動くというのは、非常にやっぱり効率が悪いということがありまして、共通するシステムにつきましては、情報政策課のほうで、このシステムのほうの更新というものはさせていただくように、以前からさせていただいております。

それと、あと、3点目の負担割合、県と市の負担割合の話ですけれども、これは、一応、調達を、共同で同じシステムを使うという形を取りますけれども、個々には、それぞれの自治体ごとの契約を、各その業者さんと個別に行うという形態を取っておりますので、負担割合というものではなくて、ある程度、割り勘効果が出たもので、個別契約をしているというような格好で進めております。説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 いいです。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。質疑なしと認めて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。

じゃあ、午後からの再開は、委員会の再開は1時10分にします。

午後0時4分 休憩

午後1時8分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 はい。皆さん、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆吉野恭介委員長 全員そろわれましたので、会議を再開いたします。市民生活部であります。

まず、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。本日は、6月16日の委員会に続きまして、議案の第79号でございます。令和3年度鳥取市一般会計補正予算の御審議ということでございます。16日には、市民生活部、さらに総合支所の案件につきまして御説明さしあげましたけども、まだ、行き届かない点あるかと思えます。御審議と併せてお尋ねいただければ、丁寧に対応させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

あと、議案の審査をいただいた後で、報告案件ということで、1件予定をさせていただきました。過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールということで、先回も同様のタイトルで御報告申し上げたところがございますけども、先般の説明の際に、加嶋委員よりお尋ねをいただいた点のお答えが、こちらの認識誤りでございます。県が策定する方針につきまして、誤った説明をしておりました。改めて、本日訂正をさせていただきたいと思っております。

そういった不手際がございましたことをおわび申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。説明につきましては、前回の委員会で既にいただいております。

では、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと1点お伺いしたいと思います。事業別概要の22ページの地域コミュニティ支援事業費でありますけども、2事業が書かれてありますけども、(2)の若葉台北2丁目の町内会のコミュニティセンターの整備というところでもありますけども、コミュニティセンターですから、一般的に言う町内会の集会所的なことに位置づけられるのかなというふうに思いますが、今回、こちらのほうに助成金ということになっておりますけども、一般的に、市のほうが、町内会の、そういう集会所の新築なり改修なりっていうところに、その上限1,000万でしたっけ、ということで、3分の1の、大体累計で多分1,000万だったんじゃないかなというふうに記憶しておりますけども、ここで、今回の助成金で整備されるわけですから、本来、市のほうとしての助成対象としては、そっちを使うわけではありませぬので、ずっとこ

の町内会の今後の施設整備に当たっては、1,000万っていうものが整備できる金額として、ずっと継続して残るわけになるんでしょうか。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。市の集会所施設の補助金の上限との関連ということでお答えしたいと思います。あくまでも、補助金が1,000万円の上限は、市の補助金を使いましたということで整備をしているところです。ですので、コミュニティ助成事業の助成金は、対象から外れるというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。多分そうだろうなと思いましたが。そうすると、大変、ある意味得をするといえますか、そういうことになるかというふうに思います。すみません、確認をさせていただいたということでございます。はい、結構です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 国府町総合支所管理費がありますよね。これは、2万3,000円ということになっております。これは、30年度中に、これを撤去された中国電力の電柱6本、これが継続徴収しておったということで、これは2年分なのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○湯谷一也国府町総合支所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、湯谷支所長。

○湯谷一也国府町総合支所長 はい。国府町総合支所、湯谷でございます。星見議員さんからのお尋ねの件ですけれども、誤って継続徴収をしたというふうに定義する年度につきましては、御説明申し上げましたとおり、平成31年の4月1日付で、この変更を承認しておりますので、平成30年度中の移動については、返還の対象になってございませんので、令和元年度分と令和2年度分、この2か年が返還の対象でございます。

◆星見健蔵委員 了解です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。23ページ上段の総合窓口管理事務費ですけれども、昨日、福祉の総合窓口のほう、質疑したので、ほぼ一緒かなと思ってますが、ちょっと幾つか確認をさせていただきたいと思います。外部委員が2名ということで、福祉のほうでは、市民サービス向上ということで、接遇面と法律面ということで、外部委員が2名だということだったんですが、この総合窓口のほうも、市民総合窓口のほうも、そういう考え方で、外部委員が2名ということでもいいのかどうか、まず、それを確認させてください。

○西垣隆司市民課長 はい。はい。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 市民課の西垣です。先ほど、伊藤議員さんのほうが、おっしゃられたとおり、市民総合窓口も、接遇面と効率的な運営という、この2点で、外部委員のほうを選考させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

- ◆伊藤幾子副委員長 接遇面と法律面。法律面っていうことが福祉で言われてたと思うので、ちょっと弁護士さんかななんて勝手に思ったりもしたんですが、違うんですね。そうじゃなくて。
- 西垣隆司市民課長 ちょっといいですか。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。ちょっともう一度お願いします。
- ◆吉野恭介委員長 西垣課長。
- 西垣隆司市民課長 はい。昨日の福祉部長の答弁も、法律面ではなくて、効率面ということで答弁されたというふうに認識しております。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。接遇面とその効率、効率面っていうと、もうちょっと具体的に、こういったような分野の方の外部委員なのか教えてください。
- 西垣隆司市民課長 はい。
- ◆吉野恭介委員長 西垣課長。
- 西垣隆司市民課長 はい。市民課の西垣です。まず、接遇面ですけれども、こちらのほうは、住民サービス、窓口における住民サービスにおける接遇面ということ。あと、効率的な運営面ということですが、こちらにつきましては、柔軟な人事配置とか、効率的な運営とかいうふうなところで考えておる次第でございます。以上です。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。
- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。それで、包括外部監査の報告でいくと、この市民総合窓口のほうは、前は、市の職員6人が、その選定委員会のメンバーっていうことで、このたび、その外部委員2名っていうのは、この6プラス2という理解でいいのかなとか、その点はどうでしょうか。
- 西垣隆司市民課長 はい。
- ◆吉野恭介委員長 西垣課長。
- 西垣隆司市民課長 市民課の西垣です。前回の選考委員会は、市の職員6名でございました。今回の選考委員会のメンバーですけれども、前回の選考委員のメンバーを参考にはいたしますが、外部委員が2名入るとなった場合に、どのような構成にするのかということにつきましては、今後検討をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。今回のその補正が上がってくる背景っていうか、それが、その包括外部監査で意見が出てたということなんですけれども、その意見の中で、一番最後のところなんですけれども、検証体制の構築が必要だっていうことがあって、それで、現在、市民サービス部会は解散しているとのことであるが、検討チームを設置し、定期的に検証を継続することが望まれると。そして、今後の委託範囲の拡大（戸籍業務や住民登録業務等）もしくは、委託廃止について協議検討を重ね、より効果の高い委託業務の在り方を決定してほしいっていうことが併せて書かれてあるんですけれども、これについては、何か動きがあるのか、考えてるとか、そういったことがあるんでしょうか。

○西垣隆司市民課長 はい。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課の西垣です。このたび、外部委員2名をお願いするというふうに結論を出したわけですが、そこに至るまでに、そこに至るに至っては、包括外部監査人の御意見のとおり、検討チームというのがございました。そこで、本年4月から、鳥取市市政改革推進本部に、総合窓口部会というのを設置いたしまして、そちらのほうで検討をさせていただいたという次第です。以上でございます。

（「業務の範囲の話」と呼ぶ者あり）（笑声）

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、元に戻ります。はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。失礼いたしました。市民生活部長、鹿田でございます。伊藤委員、副委員長からのお尋ねがありましたが、業務範囲のことについてのお尋ねがございました。現在のところ、基本的には、現状の業務ということでございますが、恐らくですけども、先ほど御紹介ありました、包括監査人の報告の内容、これをちょっと読み解いていきますと、今、伊藤委員が読まれたけども、委託するほうが効率的だろうから、そういったことの検討すべきといったような御趣旨なのかなというふうに読み取れるわけですけども、一方で、やはり、市職員でなければできない業務という、非常にデリケートな住民の情報、あるいは戸籍業務、そういったところがございますので、この辺り、もう少し慎重に考えていくべきなのかなというふうに考えております。効率化、余計なコスト、求めるところではございますけども、やはり市職員でなければできないという部分がございます。この辺り、少し慎重に検討していこうかなというふうに、現在のところ考えております。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい、いいです。

◆吉野恭介委員長 いいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。そのほかなしと、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。この市民生活部の議案第79号のこの補正予算には反対です。その理由は、総合窓口管理事務費、予算にしては、2万4,000円なんですけれども、多い少ないではなくて、先ほど御説明あったように、その委託の中身といたしますか、それは現状どおりだと、今のところ、今のところ、現状どおりだと。だから、その来年の3月いっぱい業務委託が終了するので、次からの、それ以降の分の、どういうふうに業者を選定するかというプロポーザルに係る外部委員2名の方の謝金等々なんですけれども、結局は、その総合窓口の業務委託が前

提というか、それをするための予算なわけですね。この間ずっと、やっぱり先ほども、本当に市の職員がやらなければならない業務云々って話ありましたが、やっぱり私は、本当にこういう窓口で民間にやっていただいでて、評価も議会の答弁であったりもしましたけれども、やっぱりその反面、その窓口じゃないけれども、ほかの部署で、やはり市民に誤解を招くようなというか、間違っただけで、本当にその市民が、本当は申請をできるものなのに、申請せずに帰ってきたっていう相談も、本当に先週受けたりして、そういったことがやっぱりあるわけですね。直接、この窓口には関係ないかもしれないけど、職員は人事異動であっちこっち行きますから、やっぱり直接、市の職員が関わる業務が減るってことは、やっぱり職員の、私はスキルが本当に下がっていくし、まずは窓口ですよ。市民と直接関わって、怒られることもあるかと思うけれども、やっぱり、そういうのを積み重ねていって、本当にどんどん幹部に、私はなっていくものだと思いますので、そういう機会がやっぱり奪われる事業だと思います。しかも、来年の3月で切れるから、やっぱりやめとこうっていうふうに決めれる時期なのに、引き続きやっていくという予算なので、金額の多い少ないではなくて、本当に全体の予算からいったら2万4,000円なんですけれども、やっぱりこれは認めることはできません。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、討論ございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。賛成の立場で討論をします。今、反対討論を伊藤議員のものを聞いていて、私も同じように思うところがありましたが、費用面を圧縮するということや、業務に専念するということの方針が、令和になる前から採択されて、今の流れになっている。しかるべきときに、問題があれば、やはり元に戻さないといけないと思うし、そのところを、きちんと現状を、市民にお困りの方を出してしまっても踏まえながらすると、信頼して賛成をしたいところといえ、質疑の時間でしたが、やはり執行部側から笑い声が聞こえました。金額の高くないというふうに伊藤議員の言葉を使うところですけども、やっぱり執行部側も、そういうふうな見方をしとるんじゃないかなと思って、もう少し、問いただしはしませんが、私も疑念がありました。やっぱり議員も、我々、委員会、ここで出席してて、金額の高じゃなくて、事業の説明を受けて、その内容について審議しておるので、しかるべき対応を取ってくれるだろうということも今後信じて、賛成の立場での討論とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 賛成討論ですね。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

◆石田憲太郎委員 いいですか、はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私は賛成の立場でありますけども、やはり、こたび、この窓口業務を外部にということでやってきましたですけども、実際、その費用対効果というような仕組み、また、これまでやってきて、市民からのアンケートにいたしましても、そのサービスが従来より向上をしたというような、実際そういうことも事実として出てきております。この窓口の、今の対応については、私は一定の成果が出てきていると思っておりますし、これについては、引き続きでいいのではないかというふうに思っております。今回、その期間、残りについての、

その時期のということの検討の中で、それに係る外部委員の謝金としての計上であります。ですので、これにつきまして、私は賛成の立場で討論とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 そのほか、討論ございますか。はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。賛成多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。はい。

#### 過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告事項に入ります。まず、過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールについてであります。それでは、執行部、説明をお願いいたします。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。地域振興課の漆原でございます。先週の6月16日のこの総務企画委員会におきまして、実は、加嶋委員様からの質問に対する我々の回答が、鳥取県過疎地域持続的発展方針の制定について、県議会の同意が必要だと、議決が必要だという具合に説明をさせていただきましたけれども、特別措置法、過疎法の7条4項にも、実は、規定しているところを、私どもちょっと見過ごしておりまして、正しくは、県議会の議決は不要ということでございまして、国の同意をもって県の方針は策定というような形になりますので、その分について、訂正しておわびさせていただきます。

なお、県によりますと、国の同意は、こちらのスケジュールにも書いてございますように、8月中旬を県のほうは見込んでおりまして、市の議決のほうが先になるような形にはならないという形になります。本市といたしましても、今後とも、県との情報共有を図りながら、スケジュールによりまして、過疎地域の持続的発展市町村計画を9月議会に提案を進めていくように、準備を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

◆加嶋辰史委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。私の尋ねに対して、すぐ対応していただいたことを評価し、今後も、国・県、それぞれ関わってくる事業や行政処理については、適時、適切な説明を求めていきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、そのほか御意見ございますか。はい、なしと認めます。

それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

( ) ありがとうございました。

【その他】

意見書の提出について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 はい。では、はい、会議を再開いたします。

それでは、その他のほうに入ります。意見書の関係ですね。委員会提出議案の協議に入ります。委員会で採択となりました、令和3年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める請願の意見書案をお手元に配付しております。意見書案の内容について、委員の皆様から御意見はございますでしょうか。1つ事務局に確認です。これは、原案のままをコピーされましたよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。そのままですので、はい、御承知おきください。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 前回、それぞれ委員の方々が、しっかりと述べておられたというふうに思います。私も、これは、会派のほうでも、みんなで話し合いもした経緯もあるところであります。特に、この地方が、これだけ財源の乏しい、特に鳥取県なんかは、人口が少ないということは財源も少ないですね。そういった、やっぱり地域が、これから地方の地域が、やっぱり大都市圏と同じように競争していく社会づくりということになれば、自主財源だけでは、当然賄うことができないということがありまして、やはり国の支援、これが当然必要だと。一極集中も網目はかからん状況で、地方の人口は、どんどん減少しておるような状況ですので、私はもう、伊藤さんも、加嶋議員の7番とかですね、鳥取市は、こういった非常に、現在は対象ではないけれども、別にこれをどうの、対象ではないからどうのこうのっていう問題ないじゃないかという意見も頂きました。私もそのとおりだと思っております、あえてこれを、どこを変えてどうのっていうことは必要ないじゃないかという考えであります。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。

それでは、お配りしておりますとおりに、委員会提出議案として提出させていただきます。御了解ください。はい。

それでは、この件は終了しまして。

◆吉野恭介委員長 はい。一旦、休憩に入ります。

午後1時35分 休憩

午後2時5分 再開

令和3年度議会報告会・意見交換会について

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、会議を再開いたします。じゃあ、議会報告会・意見交換会のことについて、メインテーマは、子育てしやすいまちづくりを目指してということですけど、

総務企画委員会としての、このメインテーマに沿った個別テーマということで、皆さんから、今、御意見を聴かせていただいて、2つ絞りたいなと思います。1つは、子育てしやすいデジタル社会、情報化社会みたいなことが1つ。それから、もう一つは、防災と避難所も含めたような、子育てしやすい防災のまちづくりみたいなことを、もう一つしたいなと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。じゃあ、その2つを広報委員会に御提案したいと思います。

それでは、今日は、総務企画委員会、これで終わります。ありがとうございました。

（ ） お疲れさまでした。

午後2時6分 閉会

# 令和3年6月定例会 総務企画委員会

## (議案説明、報告)

日 時：令和3年6月24日(木)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

### 総務部・危機管理部

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・議案第83号 鳥取市税条例等の一部改正について
- ・議案第84号 鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ・議案第88号 財産の取得について
- ・議案第95号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

#### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第96号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)

### 企画推進部

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】

### 市民生活部

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】

#### ◎報告

- ・過疎地域持続的発展市町村計画の策定スケジュールについて(地域振興課)

↓裏面があります↓

## その他

- ・意見書の提出について
- ・令和3年度議会報告会・意見交換会について